

退職年金の請求のご案内

日頃より市議会議員共済会の運営に関しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、地方議会議員年金制度の廃止措置を講ずる地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成23年法律第56号。以下「廃止法」という。）が平成23年6月1日に施行されましたが、廃止法の施行日現在、現職議員であった方で平成23年5月31日までの在職歴のある方は、市議会議員（特別区を含む。以下同じ。）を退職した時、共済給付金が支給されます。

この小冊子では、退職年金に関する事項や請求する際の提出書類及び請求書の書き方についてご案内しています。

退職年金は、ご本人の請求に基づいて支給決定されるものですので、請求の際は必要書類を揃え、退職された市議会の事務局にご提出ください。

目次

1	在職期間に応じた共済給付金について	2
1	在職12年以上の方	2
2	在職12年未満の方	2
2	退職年金について	3
1	退職年金の受給資格	3
2	在職期間	3
3	退職年金の算定	3
4	一時金控除と公的年金重複期間控除	4
5	200万円を超える方についての給付の引下げ	5
6	所得に応じた退職年金の支給停止	6
7	年金給付に係るその他の事項	8
8	退職年金早見表（一時金控除や公的年金重複期間控除等がない場合）	9
9	退職年金の請求の際の提出書類	10
10	年金の支給日	10

1 在職12年以上の方

廃止法の施行日である平成23年6月1日現在、現職議員であった方のうち、平成23年5月31日までの在職期間が12年以上の方が退職したら、退職年金を受けることができます。

- ◆在職12年以上の議員が在職中に死亡した場合は、市議会議員共済会（以下「共済会」という。）定款第26条で規定する遺族が遺族年金を受けることができます。
- ◆以前は退職年金か退職一時金のいずれかを選択することができましたが、退職一時金については、令和4年5月末ですべての方が時効を迎えています。

2 在職12年未満の方

廃止法の施行日である平成23年6月1日現在、現職議員であった方のうち、平成23年5月31日までの在職期間が12年未満の方は、退職一時金を受けることができましたが、令和4年5月末ですべての方が退職一時金の時効を迎えています。

共済給付金を受ける権利の時効

退職年金または退職一時金を受ける権利は、退職年金または退職一時金を受けるべき事由が生じた日の翌日から7年間請求しなかったときは、時効によって消滅します。

なお、退職年金を受けるべき事由が生じた日とは、議員の職を退職した日、退職一時金を受けるべき事由が生じた日とは、制度廃止後最初の任期満了前に退職した場合は当該退職日、任期満了まで在職した場合は当該任期満了日をいいます。このため、令和4年5月末ですべての方が退職一時金の時効を迎えています。

2 退職年金について

1 退職年金の受給資格

平成23年5月までの在職期間が12年以上の方が退職したら、退職年金を受けることができます。

2 在職期間

在職期間は、就職したときから平成23年5月までの期間となります。ただし、在職年数が30年を超えているときは、30年として計算します。

また、いったん退職して再就職し、再び退職した場合にも、平成23年5月までの前後の期間を合算して在職期間が12年以上であれば年金の受給資格があります。

3 退職年金の算定

退職年金の年額は、平均標準報酬年額と在職期間（平成23年5月までとなります。）に応じた給付率によって決まります。

$$\text{退職年金の年額 (年金基本額)} = \text{平均標準報酬年額} \times \left\{ \frac{36}{150} + \frac{0.72}{150} \times (\text{在職年数} - 12) \right\}$$

- ◆平均標準報酬年額とは、退職月以前12年間の標準報酬月額を12で除して得た額をいいます。ただし、平均標準報酬年額の算定に関する規定については、経過措置が設けられており、平成14年4月以後の地方議会議員であった期間が12年に満たない場合の平均標準報酬年額は、平成14年4月以後の標準報酬月額の総額を平成14年4月以後の地方議会議員であった期間の月数で除して得た額（平成14年4月以後の標準報酬月額の平均）に12を乗じて得た額となります。

平均標準報酬年額
(平成14年4月以後の地方議会議員であった期間が12年以上の場合)

退職した月以前12年間の標準報酬月額の総額を12で除して得た額

平均標準報酬年額

(退職した月以前12年間の標準報酬月額の総額 ÷ 12)

就職日
H7.10.1

H14.10.1

H23.5.31

法施行日
H23.6.1

退職日
H26.9.30

4 一時金控除と公的年金重複期間控除

通常は、前述3の退職年金の年額の計算式で算出された額が退職年金の年額となりますが、(1) 過去に一時金を受けた場合、(2) 議員在職期間中に政令で定める年金制度の適用を受けた期間を有する場合は、前述3で算出された額からそれぞれ規定に基づき算出された額が控除され、控除後の額が退職年金の年額となります。

$$\text{退職年金の年額} = \text{年金基本額} - ((1) \text{一時金控除額} + (2) \text{公的年金重複期間控除額})$$

(1) 一時金控除

過去に退職一時金の支給を受けた方が再就職し、後に退職したときに在職期間の合計が12年以上ある場合は、以前支給を受けた退職一時金の基礎となった在職期間の年数(1年未満の端数がある場合は、これを切り捨てた年数)1年につき平均標準報酬年額の100分の1.0相当額を控除します。

$$\text{一時金控除額} = \text{平均標準報酬年額} \times \frac{1.0}{100} \times \text{退職一時金の基礎となった在職年数}$$

(2) 公的年金重複期間控除

地方議会議員は、地方議会議員年金とともに厚生年金保険などの被用者年金制度に加入することが可能でした。このため、公的負担部分にかかる公費の重複支給を避けるという観点から、議員の在職期間(平成23年5月31日まで)のうち5^分に記載の「政令で定める年金制度」の適用を受けた期間と重複する期間を有する場合は、在職期間に占める重複期間の割合に100分の40を乗じて得た額を控除します。

$$\text{平成15年4月1日以後の公的年金重複期間控除額} = \text{年金基本額} \times \frac{\text{重複期間}}{\text{在職期間}} \times \frac{40}{100}$$

ただし、平成15年3月31日以前の重複期間は、在職期間に占める重複期間の割合に100分の25を乗じた額となります。

$$\text{平成15年3月31日以前の公的年金重複期間控除額} = \text{年金基本額} \times \frac{\text{重複期間}}{\text{在職期間}} \times \frac{25}{100}$$

政令で定める年金制度

- (1) 厚生年金保険法（旧国鉄共済組合、旧専売共済組合、旧日本電信電話公社共済組合など旧公共企業体職員共済組合の組合員も含まれます。）
- (2) 国家公務員共済組合法（旧日本鉄道共済組合、旧日本電信電話共済組合、旧たばこ産業共済組合の組合員も含まれます。）
- (3) 地方公務員等共済組合法（地方職員共済組合団体共済部の組合員。旧地方関係団体職員共済組合の組合員も含まれます。）
- (4) 私立学校教職員共済法（旧私立学校教職員共済組合の加入者も含まれます。）
- (5) 旧農林漁業団体職員共済組合法（旧農林漁業団体職員共済組合の組合員も含まれます。）
- (6) 旧船員保険法

※ 重複期間の対象となる期間は、昭和49年9月1日以後の期間に限ります。

※ 国民年金法（昭和34年4月16日・法律第141号）及び農業者年金法（昭和45年5月20日・法律第78号）は含みません。

5 200万円を超える方についての給付の引下げ

前述4の退職年金の年額（一時金控除や公的年金重複期間控除がない場合は、前述3の退職年金の年額）が200万円を超える場合は、200万円を超える額の10%に相当する額の引下げとなります。

例 退職年金の年額が250万円の場合

200万円を超える額が50万円となるため、50万円の10%に相当する額である5万円が退職年金の年額から引き下げられます。

■引下額の計算

250万円 - 200万円 = 50万円	200万円を超える額
50万円 × 10% = 5万円	引下げ額
250万円 - 5万円 = 245万円	引下げ後の額

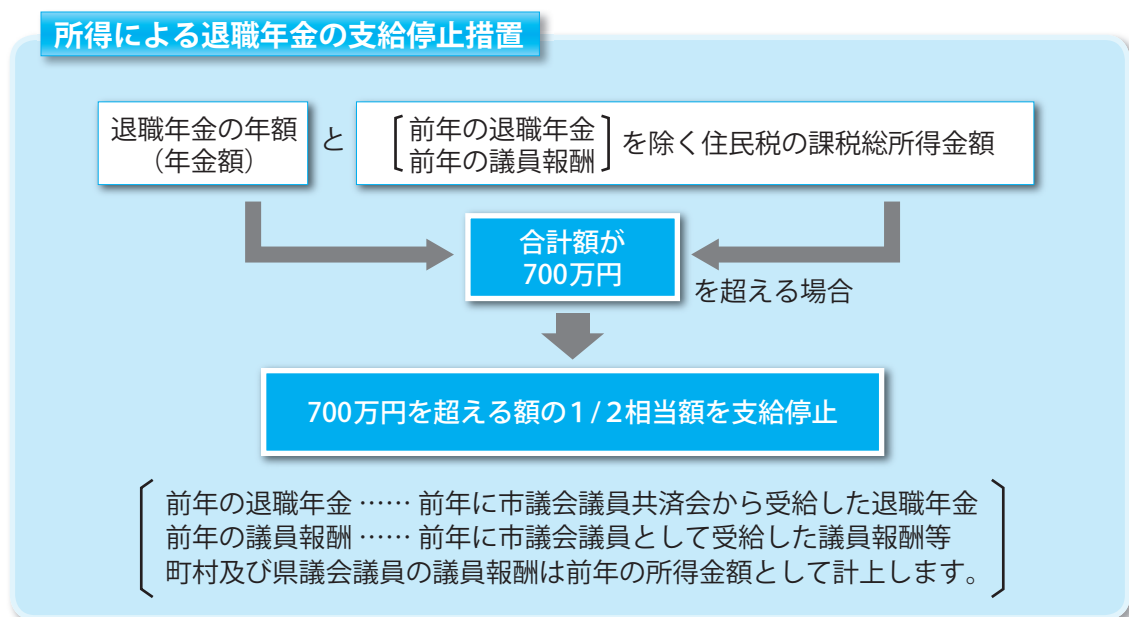
6 所得に応じた退職年金の支給停止

年金を受給することとなった翌年から毎年、前年の所得調査を実施します。前年の所得金額（住民税の課税総所得金額ベース）に応じて、退職年金の一部または全部が支給停止となる場合があります。

(1) 支給停止額

退職年金の年額と前年の退職年金等を除く所得金額との合計額が700万円を超える場合は、700万円を超える額の2分の1に相当する額の支給が停止されます。

なお、支給停止額が退職年金の年額を上回った場合は、退職年金の全額が支給停止となります。



※所得金額は、住民税の課税総所得金額（分離課税に区分される所得は含みません。）となります。

※課税総所得金額…「収入」からその収入を得るために支出した必要経費（ただし、給与と公的年金については、給与所得控除、公的年金等控除）を差し引いて「所得」を算出し、さらに扶養する親族があるかどうかなど納税者の税負担能力を考慮した「所得控除」を行った後の額が「課税総所得金額」となります。

(2) 支給停止期間等

所得調査は、毎年実施し、前年の所得金額に応じて支給する年金額が変わります。所得調査の実施時期と支給停止措置に該当した方の年金支給停止期間は次のとおりです。

- ① 所得調査実施時期…………… 毎年6月
- ② 年金支給停止期間…………… 9月支給期～翌年6月支給期
(6月分から翌年5月分)

所得に応じた支給停止の例

【例1】支給額が支給停止の対象となる場合（全額支給停止）

① 退職年金の年額	100万円
② 前年の退職年金等を除く所得金額	800万円
③ ①と②の合計額	900万円

退職年金の年額(①)と前年の退職年金等を除く所得金額(②)の合計(③)が700万円を上回っているため、700万円を超える金額200万円の2分の1の額100万円が支給停止となります。

退職年金は、100万円全額が支給停止となります。

【例2】支給額が支給停止の対象となる場合（一部支給停止）

① 退職年金の年額	100万円
② 前年の退職年金等を除く所得金額	700万円
③ ①と②の合計額	800万円

退職年金の年額(①)と前年の退職年金等を除く所得金額(②)の合計(③)が700万円を上回っているため、700万円を超える金額100万円の2分の1の額50万円が支給停止となります。

退職年金は、50万円が支給停止となります。

【例3】支給額が一部支給停止の対象とならない場合

① 退職年金の年額	100万円
② 前年の退職年金等を除く所得金額	590万円
③ ①と②の合計額	690万円

退職年金の年額(①)と前年の退職年金等を除く所得金額(②)の合計(③)が700万円を下回っているため、支給停止となりません。

退職年金は、全額支給となります。

7 年金給付に係るその他の事項

(1) 年齢による支給停止

退職年金は、65歳に達する月まで年金の支給が停止されます。

ただし、支給開始年齢については経過措置が設けられており、就職日と生年月日によりそれぞれ次のとおりとなっています。

就職日	生年月日	支給開始年齢
昭和61年3月31日以前		55歳
昭和61年4月1日～ 平成7年3月31日		60歳
平成7年4月1日以後	昭和20年4月1日以前	62歳
	昭和20年4月2日～ 昭和22年4月1日	63歳
	昭和22年4月2日～ 昭和24年4月1日	64歳

(2) 再就職による支給停止

退職年金受給者の方が市議会議員に再就職したときは、再就職した月の翌月から年金の支給が停止されます。他の市の議員に再就職した場合も同様です。

(3) 給付の制限

議員もしくは議員であった方が禁錮以上の刑に処せられた場合、または議会を除名された場合は、それ以後、退職年金の全部または一部の支給が停止されます。

(4) 給付を受ける権利の保護

共済給付金を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、または差し押さえることは法律で禁止されています（給付を受ける権利の保護）。

ただし、退職年金を受ける権利を国税、地方税の滞納処分により差し押さえることはできません。

(5) 退職年金受給者がお亡くなりになった場合

退職年金受給者の方がお亡くなりになり、配偶者などの遺族年金を受ける権利を有する方がいる場合は、遺族年金が支給されます。ただし、退職年金受給者の方の死亡当時に主としてその収入により生計を維持していたことが条件となります。

遺族年金の額は、退職年金の年額の2分の1の額となります。

8 退職年金早見表（一時金控除や公的年金重複期間控除等がない場合）

標準 報酬月額 在職年数 (率)	12年 (36/150)	16年 (38.88/150)	20年 (41.76/150)	24年 (44.64/150)	28年 (47.52/150)	30年以上 (48.96/150)
160,000	460,800	497,664	534,528	571,392	608,256	626,688
170,000	489,600	528,768	567,936	607,104	646,272	665,856
180,000	518,400	559,872	601,344	642,816	684,288	705,024
190,000	547,200	590,976	634,752	678,528	722,304	744,192
200,000	576,000	622,080	668,160	714,240	760,320	783,360
210,000	604,800	653,184	701,568	749,952	798,336	822,528
220,000	633,600	684,288	734,976	785,664	836,352	861,696
230,000	662,400	715,392	768,384	821,376	874,368	900,864
240,000	691,200	746,496	801,792	857,088	912,384	940,032
250,000	720,000	777,600	835,200	892,800	950,400	979,200
260,000	748,800	808,704	868,608	928,512	988,416	1,018,368
270,000	777,600	839,808	902,016	964,224	1,026,432	1,057,536
280,000	806,400	870,912	935,424	999,936	1,064,448	1,096,704
290,000	835,200	902,016	968,832	1,035,648	1,102,464	1,135,872
300,000	864,000	933,120	1,002,240	1,071,360	1,140,480	1,175,040
310,000	892,800	964,224	1,035,648	1,107,072	1,178,496	1,214,208
320,000	921,600	995,328	1,069,056	1,142,784	1,216,512	1,253,376
330,000	950,400	1,026,432	1,102,464	1,178,496	1,254,528	1,292,544
340,000	979,200	1,057,536	1,135,872	1,214,208	1,292,544	1,331,712
350,000	1,008,000	1,088,640	1,169,280	1,249,920	1,330,560	1,370,880
360,000	1,036,800	1,119,744	1,202,688	1,285,632	1,368,576	1,410,048
370,000	1,065,600	1,150,848	1,236,096	1,321,344	1,406,592	1,449,216
380,000	1,094,400	1,181,952	1,269,504	1,357,056	1,444,608	1,488,384
390,000	1,123,200	1,213,056	1,302,912	1,392,768	1,482,624	1,527,552
400,000	1,152,000	1,244,160	1,336,320	1,428,480	1,520,640	1,566,720
410,000	1,180,800	1,275,264	1,369,728	1,464,192	1,558,656	1,605,888
420,000	1,209,600	1,306,368	1,403,136	1,499,904	1,596,672	1,645,056
430,000	1,238,400	1,337,472	1,436,544	1,535,616	1,634,688	1,684,224
440,000	1,267,200	1,368,576	1,469,952	1,571,328	1,672,704	1,723,392
450,000	1,296,000	1,399,680	1,503,360	1,607,040	1,710,720	1,762,560
460,000	1,324,800	1,430,784	1,536,768	1,642,752	1,748,736	1,801,728
470,000	1,353,600	1,461,888	1,570,176	1,678,464	1,786,752	1,840,896
480,000	1,382,400	1,492,992	1,603,584	1,714,176	1,824,768	1,880,064
490,000	1,411,200	1,524,096	1,636,992	1,749,888	1,862,784	1,919,232
500,000	1,440,000	1,555,200	1,670,400	1,785,600	1,900,800	1,958,400
510,000	1,468,800	1,586,304	1,703,808	1,821,312	1,938,816	1,997,568
520,000	1,497,600	1,617,408	1,737,216	1,857,024	1,976,832	2,033,063
530,000	1,526,400	1,648,512	1,770,624	1,892,736	2,013,364	2,068,314
540,000	1,555,200	1,679,616	1,804,032	1,928,448	2,047,578	2,103,565
550,000	1,584,000	1,710,720	1,837,440	1,964,160	2,081,792	2,138,816
560,000	1,612,800	1,741,824	1,870,848	1,999,872	2,116,007	2,174,068
570,000	1,641,600	1,772,928	1,904,256	2,032,026	2,150,221	2,209,319
580,000	1,670,400	1,804,032	1,937,664	2,064,167	2,184,436	2,244,570
590,000	1,699,200	1,835,136	1,971,072	2,096,308	2,218,650	2,279,821
600,000	1,728,000	1,866,240	2,004,032	2,128,448	2,252,864	2,315,072
610,000	1,756,800	1,897,344	2,034,100	2,160,589	2,287,079	2,350,324
620,000	1,785,600	1,928,448	2,064,167	2,192,730	2,321,293	2,385,575

- この表は、平成14年4月から退職した月までの間、議員の標準報酬月額が変更しない場合の退職年金の年額です。
- ①過去に一時金を受けた方、②議員の在職中に他の公的年金制度に加入していた方、③昭和22年4月30日～同36年6月30日の在職期間（沖縄県については昭和23年2月8日～同45年6月30日）を有する方は、この表の退職年金の年額からこれらに係る金額を控除します。
- 退職年金の年額が200万円を超える場合は、200万円を超える額の10%に相当する額が引き下げられます（表中の額は引下げ後の額）。

9 退職年金の請求の際の提出書類

退職年金は、ご本人の請求に基づいて支給決定しますので、次の請求書類を所属されていた市議会の事務局を通じて提出してください。

退職年金は、受給資格を得ていても支給開始年齢に達するまで支給が停止されます。支給が開始される前に、議会事務局を通じて年金の支給日や提出書類などについてお知らせします。

- ① 退職年金決定・改定請求書 記入例 11 ページ
- ② 履歴書(年金用) 記入例 12 ページ
- ③ 公的年金重複期間届 記入例 13 ページ
重複期間のない方も提出の必要があります。
- ④ 他の公的年金に係る加入期間証明(複写不可) 参考 14 ページ
退職後に発行されたものを提出してください。
重複期間のない方も提出の必要があります。
- ⑤ 請求者の戸籍抄本(複写不可)
退職後に発行されたものを提出してください。
- ⑥ 地方議会議員共済会による所得情報取得についての許諾書 記入例 16 ページ
共済会が市区町村から所得情報を取得することについて、許諾していただける方は提出してください。
- ⑦ 年金証書(市議会議員共済会が交付した年金証書)
※過去に退職年金の決定を受けた方のみ
紛失した場合は、「退職年金決定・改定請求書」の年金証書紛失届欄に記入してください。
- ⑧ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書 記入例 24 ページ
共済会が退職年金を支払う際に所得税の源泉徴収の対象となる方は、提出してください。「扶養親族等申告書」の提出の要否は 17 ページで確認してください。

10 年金の支給日

年金は、給付事由の生じた日の属する月の翌月から、その事由のなくなった日の属する月までの分が支払われます。

支給期(支給日)	支給額の内訳
3月期(3月5日)	前年の12月分・1・2月分
6月期(6月5日)	3・4・5月分
9月期(9月5日)	6・7・8月分
12月期(12月5日)	9・10・11月分

※5日が金融機関の休業日の場合は、直前の営業日に振り込まれます。

退職年金決定・改定請求書（第1号様式）の記入例

●請求日
請求日を記入してください。

●請求者氏名
戸籍名を記入してください。

●請求者住所
番地は「2丁目4番2号」
のような場合は「2-4-2」と記入してください。

●年金受取金融機関
口座名義は請求者の個人
口座に限ります。請求者氏
名のフリガナと同じ口座
名義の口座を指定してく
ださい。
会社名、団体名及び肩書き
がつく口座の指定はでき
ません。

●年金証書紛失届欄
過去に退職年金の決定を
受けた方で、年金証書の添
付ができない場合は署名・
捺印してください。

●旧会員番号

旧会員番号を記入してください。ご不明な場合は、
退職された市議会の事務局へ問い合わせてください。

●請求区分

過去に退職年金の決定を受
けた場合には「改定」
に○をつけてください。

●押印

請求者の印を押してくだ
さい。金融機関への届出
印の必要はありません。

●基礎年金番号

基礎年金番号を記入して
ください。

枠付きの年月日は、1桁の
数字の場合は頭に「0」を
付けて記入してください。
(例) 令和2年1月15日
→020115

金融機関の種類に○をつ
けてください。
ゆうちょ銀行についても
こちらに記入してくださ
い。

●預金種目

該当する預金種目に○を
つけてください。

●口座番号

右詰めで記入してください。
口座番号が7桁未満の場
合は、左の空欄に「0」
を記入してください。
(例) 口座番号 98765 (5桁の場合)

○ 0098765

※右詰めで記入し、左の空欄に
「0」を記入してください。

× 98765

第1号様式

退職年金決定・改定請求書

市議会議員共済会会長 殿

請求日	令和 2 年 1 月 24 日	請求区分	①決定 2.改定
旧会員番号	4755555	基礎年金番号	1234-123456
フリガナ (氏) フリガナ (戸籍名)	コウジマチ 一 郎	性別	①男 2.女
氏名	麴 町 一 郎	生年月日	明治・大正・昭和 2:206:15
郵便番号	102-0093	電話連絡先	(03) 9999-9999
フリガナ	トウキョウト キョウサイシ ヒラカワチョウ		
住所	東京都共済市平河町2-4-2		

下記のとおり市議会議員を退職したので、退職年金を(決定・改定)されるよう証拠書類を添えて請求します。

退職した議会	東京 道 共済 市議会	退職年月日	平成・令和 0:20115
--------	-------------	-------	------------------

年金受取金融機関	金融機関名		銀行 ①普通預金 2.当座預金
	コード	フリガナ	
	9999	共済	
銀行等	店名	預金種目 (○で選択)	①普通預金 2.当座預金
コード	フリガナ	口座番号	7654321
001	本店・支店・出張所 本所・支所		
備考			

退職年金の改定を請求する場合は年金証書を添付してください。添付できない場合は下記に記入してください。
年金証書を添付することができないので届けます。

年金証書の添付	紛失の理由	年金証書紛失届欄
1.有 2.無	1.亡失 2.その他()	※添付が「無」の場合 署名捺印してください。

(留意事項) 若年停止者の場合は、年金受取金融機関欄の記入は必要ありません。

上記請求書の記載事項及び添付書類は正当と認めます。

市議会議員共済会会長 殿

令和 年 月 日

都 道
府 県

市 区
議会議長

印

<共済会使用欄>

確 認	受付番号	



履歴書（年金用）（第3号様式）の記入例

枠付きの年月日は、1桁の数字の場合は頭に「0」を付けて記入してください。
 (例) 平成8年1月16日 → 080116

●届出日
届出日を記入してください。

●元議員氏名・請求者氏名
元議員氏名・請求者氏名をご記入ください。

第3号様式

履歴書（年金用）

下記のとおり相違ありません。

届 出 日 令和 2 年 1 月 24 日

旧 会 員 番 号	4755555
元 議 員 氏 名	麴町一郎
請 求 者 氏 名	麴町一郎 

●押印
請求者の印を押してください。

1. 平成23年5月31日以前の市区議会議員の履歴(廃置分合により廃止された市町村の議会議員の履歴も含む。)

項番	自				～	至				所属議会	退職事由
	元号	年	月	日		元号	年	月	日		
1	昭和 平成	08	01	16	昭和 平成	18	03	31	共済市・区 市・区 町・村	1.任期満了 2.辞職 3.死亡 ④その他(廃置分合)	
2	昭和 平成	18	04	01	昭和 平成	23	05	31	共済市・区 市・区 町・村	1.任期満了 2.辞職 3.死亡 ④その他(制度廃止)	
3	昭和 平成				昭和 平成				市・区 市・区 町・村	1.任期満了 2.辞職 3.死亡 4.その他()	
4	昭和 平成				昭和 平成				市・区 市・区 町・村	1.任期満了 2.辞職 3.死亡 4.その他()	

※共済給付金の基礎となる在職期間は平成23年5月31日までとなる。

在 職 年 月 数 15 年 5 月

●市議会議員の履歴

- 平成23年5月31日以前の履歴と平成23年6月1日以降の履歴を分けて記入してください。
- 合併等があった場合は、その市町村ごとに区分して記入してください。
また、引き続いた任期の在職歴をまとめて記入してください。

2. 平成23年6月1日以後の市区議会議員の履歴

項番	自					～	至					所属議会	退職事由
	元号	年	月	日	元号		年	月	日				
1	平成	23	06	01	～	平成 令和	02	01	15	共済市・区 町・村	①任期満了 2.辞職 3.死亡 4.その他()		
2	平成 令和				～	平成 令和				市・区 町・村	1.任期満了 2.辞職 3.死亡 4.その他()		
3	平成 令和				～	平成 令和				市・区 町・村	1.任期満了 2.辞職 3.死亡 4.その他()		
4	平成 令和				～	平成 令和				市・区 町・村	1.任期満了 2.辞職 3.死亡 4.その他()		

3. 退職前12年間(平成23年6月1日以後の在職歴を含む。)の標準報酬月額(平成15年3月以前の在職歴がある者は平成14年4月以後の期間に限る。)

項番	元号	年	月	元号	年	月	標準報酬月額	月数	当該期間の標準報酬月額の総額
1	平成 令和	20	02	平成 令和	24	03	290000	50	14500000
2	平成 令和	24	04	平成 令和	02	01	350000	94	32900000
3	平成 令和			平成 令和					
4	平成 令和			平成 令和					
5	平成 令和			平成 令和					
6	平成 令和			平成 令和					
7	平成 令和			平成 令和					
8	平成 令和			平成 令和					
9	平成 令和			平成 令和					
10	平成 令和			平成 令和					

合 計 144740000

●退職前12年間の標準報酬月額

標準報酬月額に変更があった場合はそれぞれ標準報酬月額ごとに期間、月数等を記入してください。
 なお、平成14年4月以後、退職した月までの議員であった期間が12年に満たない場合は、平成14年4月から退職月まで記入してください。

4. 平均標準報酬年額

平均標準報酬年額 3950000

●平均標準報酬年額

- 平成14年4月以後議員であった期間が12年以上の場合
退職した月以前12年間の標準報酬月額の総額 ÷ 12
- 平成14年4月以後議員であった期間が12年未満の場合
平成14年4月以後の標準報酬月額の総額 ÷ 平成14年4月以後の期間の月数 × 12

※小数点以下は切り捨て

5. 一時金控除関係

過去に一時金を受給した場合のみ記入してください。

一時金の基礎となった在職期間 年

●一時金の基礎となった在職期間

過去に退職一時金を受給した場合、法規定に基づいて退職年金の年額から一定の割合が控除されます。

公的年金重複期間届（第4号様式）の記入例

○政令で定める公的年金制度には、国民年金法及び農業者年金法は含みません。

●届出日
届出日を記入してください。

●押印
請求者の印を押してください。

第4号様式

公的年金重複期間届

下記のとおり相違ありません。

届 出 日 令和 2 年 1 月 24 日

旧 会 員 番 号	4 7 5 5 5 5 5
元 議 員 氏 名	麴町 一郎
請 求 者 氏 名	麴町 一郎 (印)

●重複期間の有無

重複期間がない場合にも提出する必要があります。重複期間がない場合には、「無」に○をつけて提出してください。

●重複期間の有無 ○ 無

1. 公的年金との重複期間の有無（重複期間がない場合は、「無」に○をつけて提出してください。）

2. 公的年金制度との重複期間

① 昭和49年9月1日から平成15年3月31日までの重複期間

項番	自					至				公的年金制度の名称	重複期間の 合計	年	月
	元号	年	月	日		元号	年	月	日				
1	昭和 平成	08	01	16	～	昭和 平成	15	03	31	厚生年金保険 法	07	03	
2	昭和 平成				～	昭和 平成				法			
3	昭和 平成				～	昭和 平成				法			
4	昭和 平成				～	昭和 平成				法			
5	昭和 平成				～	昭和 平成				法			
6	昭和 平成				～	昭和 平成				法			
7	昭和 平成				～	昭和 平成				法			
8	昭和 平成				～	昭和 平成				法			

重複期間の年月数 07 03

② 平成15年4月1日から平成23年5月31日までの重複期間

項番	自				～	至				公的年金制度の名称	重複期間の 合計	年 月
	元号	年	月	日		元号	年	月	日			
1	平成	15	04	01	～	平成	23	05	31	厚生年金保険 法	08	02
2	平成				～	平成				法		
3	平成				～	平成				法		
4	平成				～	平成				法		
5	平成				～	平成				法		
6	平成				～	平成				法		
7	平成				～	平成				法		
8	平成				～	平成				法		

重複期間の年月数 08 02

- (留意事項) 1. 重複期間の「有」とは、議員在職中に政令で定める公的年金制度の適用を受けている期間を指し、公的年金を受給している期間ではありません。
2. 公的年金制度とは次の年金制度をいいます。
①厚生年金保険法（旧公共企業体職員等共済組合を含む。）
②国の新法
③地方公務員等共済組合法（第9章の2に限る。）
④私立学校教職員共済法
⑤旧農林共済法
⑥旧船員保険法

●名称・重複期間

- 昭和49年9月1日から平成23年5月31日までの議員在職中に政令で定める公的年金制度の適用を受ける期間を記入してください。
- 平成15年3月31日以前の重複期間と平成15年4月1日以後の重複期間を有する場合は、各々の欄に分けて記入してください。
- 枠付きの年月日は、1桁の数字の場合は頭に「0」を付けて記入してください。
(例) 平成8年1月16日→080116

厚生年金保険法には、旧国鉄共済組合、旧専売共済組合、旧電信電話共済組合など、旧公共企業体職員等共済組合の組合員も含まれます。
国の新法とは、国家公務員共済組合法のことを指し、旧日本鉄道共済組合、旧日本電信電話共済組合、旧たばこ産業共済組合の組合員も含まれます。

○重複期間のない方も提出の必要があります。

被保険者記録照会回答票

⑬ 令和 2 年 1 月 20 日現在の加入記録です。

●● 日本年金機構
年金事務所

様

基礎年金番号 1234-123456

船員保險

市議会議員共済会規則により議員在職中の「他の公的年金に係る加入期間証明」の提出が必要となります。議員在職中に国民年金法、厚生年金保険法の適用を受けていた場合は、日本年金機構が発行する「被保険者記録照会回答票」(見本)をご提出ください。

共済組合など日本年金機構以外の年金制度の適用を受けていた場合は、加入されていた共済組合より発行される「年金加入期間確認通知書」をご提出ください。

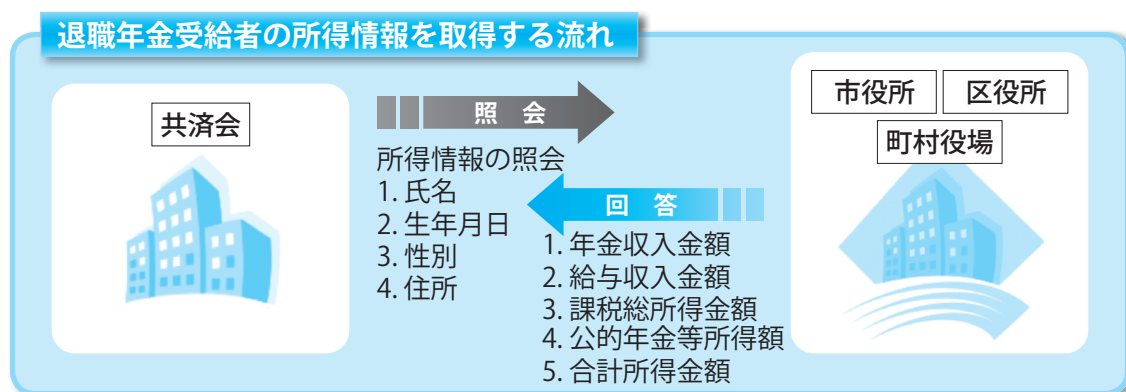
14

1 所得に応じた退職年金の支給停止に係る所得調査

年金を受給することとなった翌年から毎年、前年の所得調査を実施します。

前年の所得金額に応じて、退職年金の一部または全部が支給停止となる場合があります。

所得調査の実施方法については、退職年金受給者の方の負担軽減のため、共済会が受給者に代わって直接、受給者が居住する市区町村から所得情報を取得しています。



2 共済会による所得情報取得についての許諾書

(1) 共済会が市区町村から所得情報を取得することについて、許諾いただける方

共済会が退職年金受給者の方に代わって、市区町村から所得情報を取得します。

この場合、退職年金受給者の方の許諾が必要となります。許諾いただける場合は、「地方議会議員共済会による所得情報取得についての許諾書」を共済会に提出してください。

そのほか退職年金受給者の方に行っていただく手続きはありません。

(2) 共済会が市区町村から所得情報を取得することについて、許諾いただけない方

毎年、退職年金受給者の方ご本人で居住されている市区町村から所得証明書等を入手していただきます。期日までに提出していただけない場合は、年金の支給を差し止めることとなります。

◆所得証明書、または課税証明書をご本人で市区町村から入手して、共済会に提出してください。（各証明書のコピー、確定申告の際に税務署に提出した申告書の控えや税務署に提出した申告書のコピー、市民税・道府県民税の納税通知書は不可です。）

◆前年に市議会議員を退職して議員報酬を受けていた方については、退職した年の給与所得に係る源泉徴収票（市議会議員として受けていた報酬等※）（複写可）を併せて提出してください。

※・地方自治法第203条に規定する議員報酬、費用弁償及び期末手当

・地方自治法第203条の2に規定する報酬及び費用弁償

(3) 記入例

所得に応じた退職年金の支給停止(6頁参照)に係る所得調査のために、共済会が市区町村から所得情報を取得することについて、承諾していただける方は提出してください。

第23号様式

地方議会議員共済会による 所得情報取得についての承諾書

私は、以下に定める使用条件のとおり、市議会議員共済会が、私の住民登録を行っている市区町村から、私の所得情報を下記の使用目的のために取得することについて、承諾します。

1 使用条件

取得する所得情報は、使用目的にある算定に必要な情報のみとし、使用目的に掲げる用途以外に使用しないこと。

また、取得した情報は適切かつ安全に管理し、適正な保護策を講じた上で保管すること。

2 使用目的

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成23年法律第56号)附則第4条に規定する地方議会議員であった者に支給する退職年金の支給停止額を算定するため。

届出日を記入してください。

令和 2 年 9 月 24 日

市議会議員共済会会長 殿

●年金証書番号

旧会員番号を記入してください。

年金証書番号	4	7	5	5	5	5	5
氏 名	麴 町 一 郎						
住 所	〒102-0093 東京都共済市平河町2-4-2						

●押印

承諾者の印を押してください。

【地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成23年法律第56号)附則第4条第2項】
平成23年9月分以後の月分の旧退職年金については、これを受ける者の旧退職年金の年額と前年における所得金額(旧退職年金並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条に規定する議員報酬、費用弁償及び期末手当並びに同法第203条の2に規定する報酬及び費用弁償に係る所得のうち当該旧退職年金の基礎となった在職期間に係るものの金額を除く。)との合計額が700万円を超える場合は、当該合計額から700万円を控除して得た額に2分の1を乗じて得た金額(以下この項において「支給停止額」という。)に相当する金額の支給を停止する。ただし、支給停止額が当該旧退職年金の年額を超える場合には、その支給を停止する金額は、当該旧退職年金の年額に相当する金額を限度とする。

1 退職年金に課される税金

退職年金は、所得税法及び地方税法により「雑所得」として所得税及び住民税が賦課されます。退職年金の支払者である共済会は、年金を支払う際に所得税を源泉徴収することとなっています。

また住民税については、前年に支払われた年金を基準としてその年分の地方税が課税されますので、各市町村から送付される納税通知書により通知された税額を納付することとなります。

なお、源泉徴収の対象となる年金受給者の方は、共済会に「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（以下「扶養親族等申告書」という。）を提出することにより、配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除などの控除（人的控除）を受けることができます。

源泉徴収対象者で扶養親族等申告書を提出した場合に人的控除が適用される方

年 齢	1年間に受け取る年金額 (年間の支払額)
65歳未満の退職年金受給者 (昭和34年1月2日以後生)	108万円以上の方
65歳以上の退職年金受給者 (昭和34年1月1日以前生)	158万円以上の方

2 退職した月による年金の年間支払額について

退職した年の「扶養親族等申告書」の提出の要否（人的控除の適用を受ける場合）については、年齢、その年に支給される退職年金の額及び退職月によって決まります。

退職する月の違いによる扶養親族等申告書の提出の要否（年金額が1,296,000円の場合）

年 齢	退職月	支 給 開始月	退職した年 の支払月分	退職した年の 年間の支払額	申告書の 提出の要否
65歳未満 (昭和34年 1月2日以後生)	1月	2月	2～11月分	1,080,000円 (1,296,000×10/12か月)	要
	2月	3月	3～11月分	972,000円 (1,296,000×9/12か月)	否
65歳以上 (昭和34年 1月1日以前生)	申告書の提出の必要はありません (1年間に支給する年金額が158万円を下回っているため)				

3 「扶養親族等申告書」の提出により受けられる各種控除

※扶養親族等申告書が未提出の場合でも年金受給者ご本人にかかる控除（基礎的控除）を受けることができます（令和2年分より）。

(1) 配偶者がいる場合（配偶者控除）

年金受給者ご本人の年間所得の見積額が900万円以下の場合、年金受給者ご本人と生計を一にする配偶者で、その方の年間所得の見積額の合計が95万円以下の場合には、「源泉控除対象配偶者」として控除を受けることができます。

また、年間所得の見積額に退職所得が含まれており、退職所得を除いた見積額が95万円以下の場合には地方税（個人住民税）の控除対象となります。

① 配偶者が70歳以上（昭和29年1月1日以前に生まれた方）の場合

配偶者の年間所得の見積額が48万円以下の場合、「老人控除対象配偶者」として申告できます。

② 配偶者が障害者である場合

年金受給者の年間所得の見積額に関わらず、配偶者の年間所得の見積額が48万円以下の場合には「障害者控除（一般の障害者・特別障害者）」の申告をすることができますので、「(3) 障害者がいる場合（障害者控除）」をご覧ください。

(2) 扶養親族がいる場合（扶養控除）

年金受給者の方と生計を一にする親族等で、年間所得の見積額の合計が48万円以下の扶養親族のうち、年齢が16歳以上の方（平成20年1月1日以前に生まれた方）は、扶養親族控除を受けることができます。さらにその扶養親族が次に該当する場合には、該当する控除を受けることができます。

また、年間所得の見積額に退職所得が含まれており、退職所得を除いた見積額が95万円以下の場合には地方税（個人住民税）の控除対象となります。

① 特定扶養親族

年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族（平成13年1月2日から平成17年1月1日までの間に生まれた方）がいる場合には、特定扶養親族控除を受けることができます。

② 老人扶養親族

年齢が70歳以上の扶養親族（昭和29年1月1日以前に生まれた方）がいる場合には、老人扶養親族控除を受けることができます。

(3) 障害者がいる場合（障害者控除）

① 一般の障害者控除・特別障害者控除

年金受給者の方または上記(1)②、(2)に該当する方で、右表の障害の状態にある方は、一般の障害者控除、または特別障害者控除を受けることができます。

② 同居特別障害者控除

上記(1)②、(2)に該当する方のうち特別障害者に該当する方が、年金受給者の方、その配偶者または年金受給者の方と生計を一にするその他の親族のいずれかと同居を常況としている場合には、同居特別障害者控除を受けることができます。

- ◆障害者控除は、年齢が16歳未満の扶養親族（平成20年1月2日以後に生まれた方）についても適用されます。
- ◆介護保険法による要介護認定を受けている方であっても、次表に該当しない場合は、障害者控除の適用は受けられません。

障害の状態	一般の障害	特別障害
① 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方	—	該当するすべての方
② 精神保健指定医などから知的障害者と判定された方	中度または軽度と判定された方	重度と判定された方
③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	右の程度以外の方	精神障害者保健福祉手帳の障害等級が1級の方
④ 身体障害者手帳に身体上の障害がある方として記載されている方	障害の程度が3級から6級までの方	障害の程度が1級または2級の方
⑤ 戦傷病者手帳の交付を受けている方	右の程度以外の方	障害の程度が、恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までの方
⑥ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方	—	該当するすべての方
⑦ 引き続き6か月以上にわたり身体の障害により就床を要し、複雑な介護を要する方	—	該当するすべての方
⑧ 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の方（昭和34年1月1日以前に生まれた方）で、町村長や福祉事務所長から認定を受けている方（例えば、認知症の方）	右の程度以外の方	①、②または④の特別障害者と同程度の障害がある方

(4) 年金受給者の方が寡婦またはひとり親に該当する場合（寡婦控除・ひとり親控除）

次の条件に該当する場合、寡婦控除、またはひとり親控除を受けることができます。

① 寡婦控除

年金受給者ご本人(女性)がひとり親に該当せず、アまたはイのいずれかに該当する場合、寡婦控除を受けることができます。

ア 夫と離婚した後婚姻をしていない者のうち、次に掲げる要件を満たすもの

- ・扶養親族を有すること。
- ・年間所得の見積額が500万円以下であること。
- ・その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。

イ 夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない一定の者のうち、次に掲げる要件を満たすもの

- ・年間所得の見積額が500万円以下であること。
- ・その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。

② ひとり親控除

年金受給者ご本人(男女問わず)が次のアイウのすべてに該当する場合、ひとり親控除を受けることができます。

ア 生計を一にする子（年間所得の見積額が48万円以下の方で、他の方の控除対象配偶者又は扶養親族となっていない方）。

イ 年間所得の見積額が500万円以下であること。

ウ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。

【寡婦控除・ひとり親控除について】

受給者本人の所得要件	受給者本人の性別	扶養親族等の要件	状 態	区 分	控除額
500万円以下	男性	子がいる（※）	死別・離婚 生死不明 未婚	ひとり親	36万円
	女性	子がいる（※）	死別・離婚 生死不明 未婚	ひとり親	36万円
		（子以外の） 扶養親族がいる	死別・離婚 生死不明	寡婦	27万円
		扶養親族がいない	死別・離婚 生死不明	寡婦	27万円

※受給者の年間所得の見積額が500万円を超える方、事実婚状態である方は控除の適用は受けられません。ただし、年間所得の見積額に退職所得が含まれ、退職所得を除いた見積額が500万円以下となり、上記の要件を満たす場合は地方税(個人住民税)の控除対象となります。

※扶養親族については48万円超の年間所得がある場合、所得税の控除対象になりませんが、退職所得を除いた見積額が48万円以下の場合は地方税（個人住民税）の控除対象となります。

※「子」は、他の方の同一生計配偶者または扶養親族とされていない方で、受給者本人と生計を一にする所得額48万円以下の方に限られます。

(5) 扶養親族の同居の有無

非居住者とは、国内に住所を有さず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない個人を言います。扶養親族で控除対象の区分に該当する方がいる場合、以下の添付書類の提出が必要です（確認書類の提出がない場合や不足している場合は控除対象外となります）。

非居住者に該当する者		確認書類
16歳以上30歳未満		親族関係書類
30歳以上70歳未満	留学生	親族関係書類、留学ビザ等相当書類
	障害者	親族関係書類
	38万円以上の送金を受けている者	親族関係書類
	上記以外	控除対象外
70歳以上		親族関係書類

4 収入と所得の違いについて

扶養親族等申告書では、申告書記入の際に「収入」ではなく、「所得」で申告することとなっています。

所得税法では、所得の種類を給与所得、事業所得、雑所得など10種類に区分しており、所得金額を求める計算はそれぞれ所得の種類によって異なります。「所得(金額)」とは、「収入(金額)」から各所得の区分に応じた控除すべき額を差し引いた額をいいます。

(1) 収入が公的年金の場合、(2) 収入が給与収入の場合などのほか、(3) 代表的な収入の所得の計算方法については次のとおりです。

なお、具体的な事例や所得に関する詳細については、最寄りの税務署へお問い合わせください。

(1) 収入が公的年金の場合の所得金額の計算方法

所得の金額 = 年金額 - 公的年金等控除額

年 齢	年金額 (A)	公的年金等控除額
65歳未満	130万円以下	60万円
	130万円超410万円以下	(A) × 25% + 27.5万円
	410万円超770万円以下	(A) × 15% + 68.5万円
	770万円超1,000万円以下	(A) × 5% + 145.5万円
	1,000万円超	195.5万円
65歳以上	330万円以下	110万円
	330万円超410万円以下	(A) × 25% + 27.5万円
	410万円超770万円以下	(A) × 15% + 68.5万円
	770万円超1,000万円以下	(A) × 5% + 145.5万円
	1,000万円超	195.5万円

※公的年金等以外に1,000万円を超える所得がある場合は、計算式が異なります。

公的年金等以外の所得が1,000万円を超え、2,000万円以下である場合には、一律10万円を上記の表の年金額に対応する公的年金等控除額欄に記載された額から差し引いた額が控除額となります。2,000万円を超える場合には、一律20万円を差し引いた額が控除額になります。

詳しくは最寄りの税務署にご確認ください。

(2) 収入が給与（パートを含む）の場合の所得金額の計算方法

所得の金額 = 給与の収入金額 - 給与所得控除額

給与の収入金額 (B)		給与所得控除額
162万5,000円以下		55万円
162万5,000円超180万円以下		(B) × 40% - 10万円
180万円超	360万円以下	(B) × 30% + 8万円
360万円超	660万円以下	(B) × 20% + 44万円
660万円超	850万円以下	(B) × 10% + 110万円
850万円超		195万円

例 所得の計算方法

退職年金受給者の配偶者がパートで働きながら年金を受けている場合の配偶者の所得の金額の計算

年齢：68歳 年金：70万円
続柄：妻 給与：140万円

- ① 年金の額 - 公的年金等控除額 = 公的年金の所得金額
70万円 - 110万円 = -40万円 $\div$ 0円
0円が公的年金の所得金額
 - ② パート収入の額 - 給与所得控除額 = 給与の所得金額
140万円 - 55万円 = 85万円
85万円が給与の所得金額
- ①、②の所得金額の合計は85万円となり、所得の見積額の合計が95万円以下であるため、源泉控除対象配偶者として控除※が受けられます。
- ※ 退職年金受給者の所得の見積額の合計は900万円以下である場合に限りま。

(3) 代表的な収入の所得金額の計算方法

所得の種類	所得金額（非課税所得は含みません）
配 当 所 得	収入金額 - 株式等の取得に要した負債の利子
不動産所得	総収入金額 - 必要経費
事 業 所 得	総収入金額 - 必要経費
給 与 所 得	収入金額 - 給与所得控除額
退 職 所 得	特定役員退職手当：収入金額 - 退職所得控除額 上記以外の退職手当： (収入金額 - 退職所得控除額) $\times$ 1/2 ※ 短期退職手当等については計算方法が異なる場合があります。
山 林 所 得	総収入金額 - 必要経費 - 特別控除額
譲 渡 所 得	総収入金額 - (取得費 + 譲渡費用) - 特別控除額
一 時 所 得	総収入金額 - 支出金額 - 特別控除額
雑 所 得	公的年金 …………… 年金額 - 公的年金等控除額
	公的年金等以外 … 総収入金額 - 必要経費

5 源泉徴収税額の計算

源泉徴収税額は、次の式により算出した金額となります。

$$\text{源泉徴収税額} = \{ \text{退職年金支給金額} - (\text{基礎的控除額} + \text{人的控除額}) \times \text{月数} \} \times 5\% \times 102.1\%$$

- ◆東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年12月法律第117号）の施行に伴い、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間、所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて源泉徴収いたします。なお、源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、所得税の額の2.1%（1円未満の端数切捨て）とされています。

6 確定申告

公的年金等の受給者は、給与所得のような年末調整は行わないこととされています。したがって、源泉徴収された所得税額と1年間の総所得に基づく所得税額との差額については、年金受給者の方が確定申告により精算することとなります。

7 年金所得者の確定申告不要制度

公的年金等^{*}の収入額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告は必要ありません。

ただし、上記に該当しない方は、確定申告が必要です。

また、所得税の確定申告が必要ない場合であっても、次のような場合など所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

- (1) マイホームを住宅ローンなどで取得した場合
- (2) 多額の医療費を払った場合
- (3) 災害や盗難にあった場合 など

確定申告に関することなど、詳しくは最寄りの税務署にお尋ねください。

所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

住民税に関する詳しいことは、お住まいの市区町村の窓口にお尋ねください。

※公的年金…①国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法などの法律の規定に基づく年金、②恩給（一時恩給を除きます。）や過去の勤務に基づき使用者であった者から支給される年金、③確定給付企業年金契約に基づいて支給を受ける年金など

※公的年金等以外の年金…生命保険契約や生命共済契約に基づく年金、互助年金など

【参考】

市議会議員共済会で所得税を源泉徴収する際に適用できる控除

基礎的控除・配偶者控除・扶養控除・障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除

市議会議員共済会で所得税を源泉徴収する際に適用できない控除

社会保険料控除・雑損控除・医療費控除・生命保険料控除・地震保険料控除・寄付金控除・勤労学生控除・配偶者特別控除・配当控除・住宅借入金特別控除・政党等寄付金特別控除・小規模企業共済等掛金控除・外国税額控除

MEMO

市議会議員共済会

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-4-2 全国都市会館6階

TEL 03-3262-5238 FAX 03-3222-0658

(受給者専用ダイヤル)03-3262-5239

令和5年4月1日 発行